

火入れに関する条例の一部改正

天候などによる中止要件を追加

火入れは、森林法に基づき、造林のための地ごしらえや開墾準備、害虫駆除、焼畑のために行います。令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した山火事を踏まえ、林野火災予防を強化するため、今年1月に富士山南東消防組合火災予防条例で「林野火災注意報」と「林野火災警報」の運用が開始されました。これを受け、裾野市火入れに関する条例に火入れの中止要件を追加しました。

林野火災予防のため、悪天候時は火入れ中止を ——

火入れの許可を受けていても、次に該当する場合、火入れを中止しなければなりません。

- 強風注意報が発表されたとき
- 乾燥注意報が発表されたとき
- 林野火災注意報が発表されたとき
- 林野火災警報が発令されたとき
- 火災警報が発令されたとき



森林に近い場所で火入れを行う場合は申請が必要 ——

森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地で火入れを行おうとする場合は、火入れを開始する日の7日前までに火入許可申請書を農林政策課に提出してください。

火入れ時は延焼に注意し、周囲への配慮を ——

火入れを行う際は、防火設備を整え、周囲の状況や気象状況を確認し、周囲に延焼しないよう安全対策を行ってください。また、風向きなどにより、周辺住民の生活の支障となる場合があるため、配慮をお願いします。

☎ 農林政策課 995-1823

11月・12月は税の滞納整理強化月間

連絡・納付がない場合は、財産が差し押さえられます

税金は、私たちが安心して暮らせるまちづくりに欠かせない重要な財源です。また、納税は憲法で定められた国民の義務の一つです。県と市では、11月・12月を「税の滞納整理強化月間」と定め、税の徴収強化に取り組みます。

火災や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情で納期限までに納付ができない場合は、直接または電話で相談してください。

滞納者の財産は差し押さえられます ——

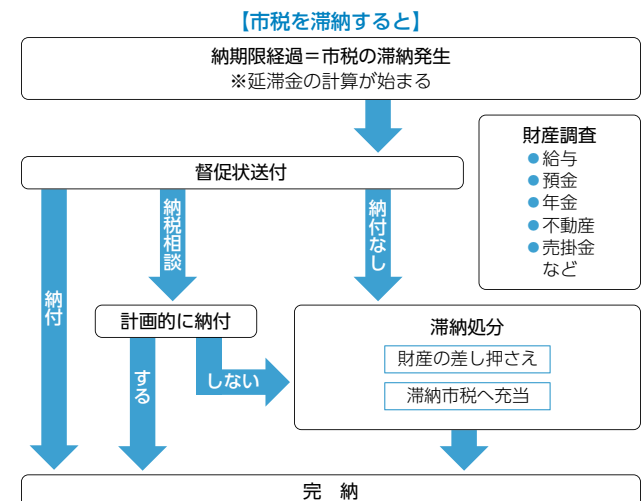
納期限内に納めている納税者との公平性を保つため、滞納者に対して、預金や給与、年金などの財産を調査します。財産が見つかった場合、その財産を差し押さえます。

11月11日～7日は「税を考える週間」 ——

税を考える週間に伴い、国税庁ホームページでさまざまな情報を提供しています。将来を支える子ども世

代にもわかりやすく、租税の意義や役割をクイズやゲームなどで紹介しています。家族で楽しく税の知識を深めましょう。

国税庁ホームページ▶



☎ 税務課管理納税・徴収対策係 995-1811